**国家戦略特区での税制上の支援について**

**１．特別償却・税額控除等に関する要件**

**○対象事業の要件**

（１）認定区域計画※に定められた実施法人であること　※国家戦略特区法第8条に基づく区域計画

（２）産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るという国家戦略特区の目的に沿って、  
これを戦略的観点から関西圏国家戦略特別区域内で推進するものであること

（３）施行規則第1条に規定する事業（下記）のいずれかに該当すること

|  |  |
| --- | --- |
| 分野 | 事業概要 |
| 医療 | （１）高度医療に係る医薬品・医療機器の研究開発・製造 ※ |
| （２）高度再生医療の研究開発・製造 ※ |
| （３）医療・介護用ロボットの研究開発・製造 ※ |
| （４）高度医療の治験・臨床研究 ※ |
| （５）医療情報システムの研究開発 ※ |
| （６）高度医療施設の整備・運営 |
| （７）高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営 |
| （８）高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供 |
| 国際 | （１）多国籍企業が行う統括事業 |
| （２）MICE施設やアフターコンベンション施設の整備・運営 |
| （３）インターナショナルスクールの整備（貸付けの場合） |
| （４）外国語による医療の提供 |
| （５）外国会社向けインキュベーションオフィスの整備・運営 |
| （６）外国人従業員やその家族向けの日常生活のサポート |
| （７）外国人向けサービスアパートメントの整備・運営 |
| 農業 | 高付加価値化、６次産業化、輸出産業化に係る技術開発・活用 ※ |

　　※の事業はこれらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む

（４）次のいずれかの特定事業に該当すること

① 国家戦略特区法の別表に掲げる事業（規制の特例事業）で規制の特例措置の適用を受けるもの

② （３）の事業であって、当該事業を行うのに必要な資金の貸付について、政府による利子補給金の支給を受ける指定金融機関から利子補給契約に係る貸付を受けて行われるもの

（５）当該事業の用に供する設備等が、区域計画に係る当該国家戦略特区内に新設等されるものであること

（６）事業実施計画が、当該事業を行うことについての適切かつ確実な計画であることを国家戦略特区担当大臣が確認していること

（７）当該事業が、その事業内容、行われる場所、当該国家戦略特区で行われる他の事業との関係等を考慮して、当該国家戦略特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること

**○対象設備と特例の内容**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象設備 | 対象設備の取得価額 | 特別償却 | 税額控除 |
| 機械及び装置 | 1台あたり2000万円以上  ただし特定中核事業は4000万円以上 | 50%  （45%※） | 15％  （14%※） |
| 開発研究用器具備品 | 1台あたり1000万円以上  ただし特定中核事業は2000万円以上 | 50%  （45%※） | 15％  （14%※） |
| 建物及びその附属設備並びに構築物 | 合計額が1億円以上 | 25%  （23%※） | 8％  （7%※） |

※平成31年4月1日以降に大臣確認を受けた事業実施計画に記載された対象資産については、括弧内の税率を適用

※特別償却と税額控除はいずれかを選択

※所得控除の適用を受ける事業年度においては、国家戦略特区及び国際戦略総合特区の設備投資減税（特別償却・税額控除）の適用不可

**○手続き**

事前相談➠事業実施計画提出（事業者→国）➠事業実施計画の国家戦略担当大臣の確認  
➠区域会議での区域計画の承認➠区域計画認定申請（区域会議→内閣総理大臣）➠区域計画認定➠確定申告

**○特定中核事業**

**＜問い合わせ先＞**

**大阪府政策企画部戦略事業室特区推進課**

**大阪市中央区大手前２丁目１－２２本館４階　　電話：06－6944－6840　　　Fax:06－6944－6619**

特定事業のうち中核事業となる事業をいい、イノベーションにより新たな成長分野を切り開いていくために特に促進していくべき事業として、特定事業の要件に加えて次の（１）から（３）のいずれにも該当する事業について、税制措置の特例が拡充されています

（１）当該地域に存する人的・物的資源を活用することによって実現できる先端的な取組み

（２）革新的な技術開発による国民生活の改善や新規産業・新規市場の創出につながる取組み

（３）他の地域に広くメリットが波及する取組み

➠現行では、「難治性疾患に係る先端的な医薬品の研究開発・製造」「難治性疾患に係る先端的な再生医療の研究」  
「低侵襲性診断・治療に係る先端的な医療機器の研究開発」「革新的ICT農業の研究開発」に限定

|  |
| --- |
| 特定中核事業の税制措置 |
| 研究開発税制の特例【法人税】上記１．の特別償却に加え、対象資産の減価償却費の20％を税額控除 |
| 固定資産税の特例※【固定資産税】課税標準を最初の３年間価格の２分の１とする措置 |

※医療分野における研究開発事業で基礎的なものその他の収益性の低いものを行うため取得した資産が対象

**２．所得控除に関する要件**

**○対象事業の要件**

（１）認定区域計画※に定められた実施法人であること。※国家戦略特区法第8条に基づく区域計画

（２）国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であること

（３）施行規則第11条の２に規定する事業（下記）のいずれかに該当すること

|  |  |
| --- | --- |
| 分野 | 事業概要 |
| 医療 | （１）高度医療に係る医薬品・医療機器・高度再生医療等製品の研究開発・製造 ※ |
|  | （２）医療・介護用ロボットの研究開発・製造 ※ |
| （３）高度医療の治験・臨床研究 ※ |
| （４）高度医療施設の整備・運営 |
| （５）高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営 |
| 国際 | （１）MICE施設やアフターコンベンション施設の整備・運営 |
| （２）国際会議に参加する外国人に対するサービス提供 |
| （３）外国語教育 |
| （４）外国語による医療の提供 |
| （５）外国人従業員やその家族向けの日常生活のサポート |
| （６）外国人向けサービスアパートメントの整備・運営 |
| 農業 | 高付加価値化、６次産業化、輸出産業化に係る技術開発・活用 ※ |
| IoT | （１）情報を収集、蓄積、解析、発信する製品の研究開発 |
| （２）迅速な情報共有化のためのネットワーク構築技術に関する研究開発 |
| （３）情報を活用し自律的に作動する製品の研究開発 |
| （４）上記IoT事業の成果を活用した事業 |

※の事業は製造に関する事業又は研究開発の成果を活用した役務を提供する事業を含む

（４）特区内に本店又は主たる事務所を有すること

（５）国家戦略特区の指定の日以後に設立され、設立の日以後5年を経過していないこと

（６）専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと

（７）特区外の事業所では、調査、広告宣伝等の業務（補助的なものに限る。）以外の業務を行わないこと

（８）特区外の事業所の従業員数の合計がその法人の常勤従業員数の20％以下であること

（９）特定事業に係る経理が指定前に営んでいた他の事業と区分経理すること

**○手続き**

特別償却・税額控除等の場合と同じです

**○特例の内容**

特定事業による所得の20％を課税所得から控除

※特別償却と税額控除はいずれかを選択

※所得控除の適用を受ける事業年度においては、国家戦略特区及び国際戦略総合特区の設備投資減税の適用不可

**＜問い合わせ先＞**

**大阪府政策企画部戦略事業室特区推進課　大阪市中央区大手前２丁目１－22　本館４階**

**電話：０６－６９４４－６８４０　　Fax :０６－６９４４－６６１９**